

【 検 査 】

３６２ 抗核抗体（蛍光抗体法）定性（全身性エリテマトーデス疑い）の算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデス疑いに対するD014「５」抗核抗体（蛍光抗体法）定性の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

全身性エリテマトーデス（SLE）は、代表的な膠原病の一つであり、諸種の抗核抗体なかでも抗DNA抗体の介在を特徴とする自己免疫機序の関与の大きい免疫疾患である。抗核抗体（蛍光抗体法）定性は、諸種抗核抗体を一括してスクリーニングする検査法であり、SLEの診断に欠かせない。

以上のことから、全身性エリテマトーデス疑いに対するD014「５」抗核抗体（蛍光抗体法）定性の算定は、原則として認められると判断した。